議案第61号

市税条例の一部改正について

市税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和5年12月18日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、出産する被保険者に係る産前産後期間における国民健康保険税の減額措置を実施するため、この案を提出する。

勝山市条例第

市税条例の一部を改正する条例

市税条例(昭和29年勝山市条例第15号)の一部を次のように改正する。

という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなし

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。	
改正前	改正後
(公示送達)	(公示送達)
第18条 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。) 第	第18条 <u>法</u>
20条の2の規定による公示送達は、市役所前の掲示場に掲示して行	20条の2の規定による公示送達は、市役所前の掲示場に掲示して行
うものとする。	うものとする。
(市民税の納税義務者等)	(市民税の納税義務者等)
第23条 (略)	第23条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、か	3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、か
つ、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)	つ、 <u>令</u>
第47条に規定する収益事業(以下この項及び第31条第2項の表第1号	第47条に規定する収益事業(以下この項及び第31条第2項の表第1号
において「収益事業」という。)を行うもの(当該社団又は財団で収	において「収益事業」という。)を行うもの(当該社団又は財団で収
益事業を廃止したものを含む。同号において「人格のない社団等」	益事業を廃止したものを含む。同号において「人格のない社団等」

という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなし

て、この節(第48条第9項から第16項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

(国民健康保険税の減額)

第151条 (略)

2 (略)

(新設)

て、この節(第48条第9項から第16項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

(国民健康保険税の減額)

第151条 (略)

2 (略)

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
 - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第144条の規定により算定した所得 割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(法施 行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。) の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場 合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前 産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た 額
 - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者 均等割額 当該出産被保険者につき第146条の規定により算定 した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものと

- した場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の 1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属 する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課 税額の所得割額 当該出産被保険者につき第147条の2の規定に より算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産 前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第147条の4の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所 得割額 当該出産被保険者につき第147条の6の規定により算定 した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期 間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第147条の8の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

	(出産被保険者に係る届出)
第152条 削除	第152条 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属
	する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しな
	<u>ければならない。</u>
(新設)	(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続
	<u>における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法</u>
	律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)
(新設)	(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
(新設)	<u>(3)</u> 出産の予定日
(新設)	<u>(4)</u> 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
(新設)	<u>(5)</u> その他市長が必要と認める事項
(新設)	2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類
	<u>を添えなければならない。</u>
	<u>(1)</u> 出産の予定日を明らかにすることができる書類
	(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書
	類
	(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保
	<u>険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることがで</u>
	<u>きる書類</u>
(新設)	3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前
	<u>から行うことができる。</u>
(新設)	4 第1項の規定にかかわらず、市長は、当該出産被保険者について
	同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明ら

かにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の市税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。